

第53号議案

中間市市営住宅条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月28日提出

中間市長 福田 浩

中間市市営住宅条例の一部を改正する条例

中間市市営住宅条例（平成9年中間市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「の各号」を削り、同条第2項第2号イ中「第6条3項」を「第6条第3項」に改める。

第7条第2項中「前条第1項各号」を「同項各号」に改める。

第8条第1項中「前2条」を「前3条」に改める。

第12条中「第10条」を「第11条」に改める。

第13条中「第11条」を「第12条」に改める。

第14条に次の1項を加える。

- 3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第31条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第15条第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認められるときは、第14条第3項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。

第36条中「第14条第1項」の次に「若しくは第3項」を、「第31条第1項若しくは」の次に「第3項若しくは」を加え、「第31条第3項」を「第31条第4項」に改める。

第39条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第3項」を、「第31条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第11条」を「第12条」に改め、同条第2項中「第14条第1項」の次に「若しくは第3項」を、「第31条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第47条第1項中「法第45条第1項の事業等を定める省令」を「公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令」に改める。

第66条第3項中「責」を「責め」に改める。

第69条第3項中「あたる」を「当たる」に改める。

第70条を削り、第71条を第70条とし、同条の次に次の1条を加える。

（罰則）

第71条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

中間市市営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がア、イ及びウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ及びウに定める程度であるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がア、イ及びウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ及びウに定める程度であるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p>

ウ (略)

(3)～(8) (略)

(入居者資格の特例)

第7条 (略)

2 前条第1項第3号ア(オ)に掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあつては同項第3号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前3条に規定する入居資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、市営住宅入居申込書を市長に提出しなければならない。

2～5 (略)

(同居の承認)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。この承認に当たっては、市長は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところによるものとする。

ウ (略)

(3)～(8) (略)

(入居者資格の特例)

第7条 (略)

2 前条第1項第3号ア(オ)に掲げる市営住宅の入居者は、前条第1項各号(老人等にあつては同項第3号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、市営住宅入居申込書を市長に提出しなければならない。

2～5 (略)

(同居の承認)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。この承認に当たっては、市長は、公営住宅法施行規則第10条で定めるところによるものとする。

(入居の承継)

第13条 市営住宅の入居者が死亡し、若しくは退去し、又は入居者について規則で定める事由が生じた場合において、その死亡時、退去時、又は事由発生時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅への居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は市長の承認を得なければならない。この承認に当たっては、市長は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところによるものとする。

(家賃の決定)

第14条 (略)

2 (略)

3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

(入居の承継)

第13条 市営住宅の入居者が死亡し、若しくは退去し、又は入居者について規則で定める事由が生じた場合において、その死亡時、退去時、又は事由発生時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅への居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は市長の承認を得なければならない。この承認に当たっては、市長は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところによるものとする。

(家賃の決定)

第14条 (略)

2 (略)

(収入の申告等)

第15条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。

3～6 (略)

(収入超過者に対する家賃)

第31条 (略)

2 (略)

3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第15条第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認められるときは、第14条第3項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。

4 (略)

(収入状況の報告の請求等)

第36条 市長は、第14条第1項若しくは第3項、第31条第1項若しくは第3項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第20条第

第15条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。

3～6 (略)

(収入超過者に対する家賃)

第31条 (略)

2 (略)

3 (略)

(収入状況の報告の請求等)

第36条 市長は、第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第20条第1項 (第31条第3項又は第33条

1 項（第31条第4項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第20条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくは雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に対し必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

（市営住宅建替事業等に係る家賃の特例）

第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第3項、第31条第1項若しくは第3項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

2 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第3項、第31条第1項若しくは第3項又は第33条第1項の規定にかかわ

る。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第20条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくは雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に対し必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

（市営住宅建替事業等に係る家賃の特例）

第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

2 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところ

らず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(使用許可)

第47条 市長は、公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 (略)

(損害賠償等)

第66条 (略)

2 (略)

3 駐車場内における自動車の破損、盗難、事故等については、市は、一切の責めを負わない。

(立入検査)

第69条 (略)

により当該入居者の家賃を減額するものとする。

(使用許可)

第47条 市長は、法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 (略)

(損害賠償等)

第66条 (略)

2 (略)

3 駐車場内における自動車の破損、盗難、事故等については、市は、一切の責を負わない。

(立入検査)

第69条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(規則への委任)

第70条 (略)

(罰則)

第71条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

2 (略)

3 第1項の規定により検査にあたる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第70条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(規則への委任)

第71条 (略)